

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	有村 治子（自民）	宮崎 雅夫（自民）	秋野 公造（公明）
	石田 昌宏（自民）	古賀 之士（立憲）	串田 誠一（維新）
	羽生田 俊（自民）	田名部 匡代（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）活動概観

1月24日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同月28日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

また、5月16日、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律を始めとする関連法規が施行され、審査会が、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報保護活用制度の運用を常時監視することとされた。

〔調査の経過〕

今国会においては、第216回国会（臨時会）閉会後の令和6年12月27日に公表された防衛省における特定秘密漏えい事案等を受け、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。また、令和5年末時点で特定秘密を指定している13行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。さらに、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。加えて、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その後、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。最後に、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和6年6月1日から令和7年4月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月3日、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。また、防衛省、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府及び警察庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月14日、防衛省の特定秘密の提示を要求することを決定した。また、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省の特定秘密の指定及

びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月27日、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

4月18日、同月14日に防衛大臣から参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されたことを踏まえ、当該措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。また、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

6月6日、年次報告書（令和7年6月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、6月13日の本会議で会長が報告した。

（２）審査会経過

○令和7年2月3日（月）（第1回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和7年2月14日（金）（第2回）

- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和7年4月18日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件のうち、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について城内国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和7年6月4日（水）（第4回）

- 参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件及び参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件の一部を改正する件を決定した。

○令和7年6月6日(金) (第5回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

委員派遣

○令和7年2月27日(木)

- 防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

有村治子君（自民）、石田昌宏君（自民）、羽生田俊君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、古賀之士君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、秋野公造君（公明）、串田誠一君（維新）

（３）勧告

—防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて 講じた措置に関する報告—

令和6年7月12日に公表した特定秘密漏えい事案等について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛副大臣を長とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止検討委員会において、当該事案のほか、同日以降に確認した特定秘密の漏えい事案等も踏まえた再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1 について

防衛省としては、昨年12月の再発防止策の策定に当たり、特定秘密保護法の施行から約10年を経て制度運用における緊張感が薄れてきたのではないかと、また、再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかとという問題意識の下、防衛省における組織的・構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組んでいくこととした。

特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は制度や規則を解説することに主眼を置いた教科書のような単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証も不十分であったこと、教育それ自体がどれ程効果的に行われているのかという点については今までに検証した実績がなく、実施と評価というサイクルが構築されていないこと、行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかったこと等を踏まえ、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育資料とするべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造に再編成する

とともに、教育内容がどの程度定着しているのかを測定する知識確認試験の導入に向けて取り組んでいる。また、これらの取組について、実施と評価というサイクルの構築を図っていくこととしている。さらに、他の行政機関から異動してきた職員については適性評価を実施しなければならないとの知識が希薄であったことに鑑みて、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）において、特定秘密管理者が、特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該業務を行わせる前に、「必要な教育を行うよう努めるものとする」としていた規定を、「必要な教育を行うものとする」と改正し、本年4月1日から施行した。

以上の教育に関する取組について、各機関の情報保全教育責任者に指定された大臣官房公文書監理官、各幕僚監部情報関係部長等の審議官・将補級の職員が責任をもって実施することにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の秘密保全に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底する体制を整備した。

さらに、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。同会議は、本年1月22日の第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年2月18日の第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年3月24日の第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）をとりまとめたところである。この中間提言では、情報保全教育について、「教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的、機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・試行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。」との評価を得た。一方で、今後の情報保全教育の手法の改善点として、

- 各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。
- 年1回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズをするのも有効である。
- また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定するなど、隊員が自らのキャリアアップをかけて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。
- 現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。
- 今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の手續に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、2つの教育を接続して実施することで理解を相乗的に高めることができる。

との提言があり、また、情報保全教育の内容の改善点として、

- 現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取り扱うのが明確に理解できるようなものとすべきである。また、若い隊員を育てるという観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護さ

れていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非違行為を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。

- 情報保全関係職員への教育については、座学のみならずOJTも取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。
- 情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。

との提言があった。防衛省としては、引き続き、これらを踏まえて情報保全教育の改善策を速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて情報保全教育について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、情報保全体制については、これまで、防衛政策局調査課情報保全企画室が教育や検査を含む全般的な情報保全制度の構築を担っているが、情報保全は防衛省におけるあらゆる業務の基本であり、全省的に取り組む必要が自明であるところ、一つの室に情報保全業務を集中させていた現在の体制に限界があったことは否定できず、これにより、内部部局・各幕僚監部等・部隊等の間でのコミュニケーションギャップにより情報保全上の問題点が長期間認識及び是正されなかった。このことを踏まえ、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を置き、これにより内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの体制を構築することとし、本年4月1日に同参事官を新設した。また、部隊と中央組織との連携を強化するべく、各幕僚監部等における適性評価実施担当者の増員・新規指名を行うほか、あらゆる検証・監察や検査の機会を利用して現地部隊の情報保全教育状況の確認や実情の把握を行うなどの施策を通じ、中央組織と現場部隊等との連携を強化することとしている。

2について

防衛省・自衛隊は我が国の平和と独立を守ることを任務としており、武力攻撃事態に際しては、特定秘密を含むあらゆる情報を総合的に用いて武力の行使を伴う我が国の防衛のための行動をとることとなる。一方、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、有事を含めた緊急時にも部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善及び内部規則上の制度改正を実施するほか、その後も部隊運用の実情と情報保全制度に乖離がないか不断に検討を行うこととした。また、このような情報保全措置の改善については、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室とも連携して不断に検証していくこととしている。

3について

「2について」で述べたとおり、防衛省においては、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、

今後は、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないように留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される職員も含め、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施することとした。その際、海上自衛隊について言えば、艦艇乗員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があること及び有事を含めた緊急時にも艦艇の運用が可能となることの両面から検討を行ったところである。また、「2について」で述べたとおり、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証することとしており、その際、有事を含めた緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施の在り方も含めて検証することとした。

4について

防衛省においては、職員の異動に際し、人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を行うこととしている。また、防衛装備庁を含む他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、内部規則上、防衛省本省と防衛装備庁との間で当該職員の過去の適性評価における情報を相互に活用することができる旨の規定があるが、同制度が十分に活用されていなかった実態が確認されたことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（防防調第18144号。26.12.20）を改正し、本年4月1日から施行した。

さらに、防衛省においては、一部の情報保全業務ではシステム化が導入されているものの、多くの部隊がいまだアナログによる情報保全業務を実施していることを踏まえ、適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を推進しており、本年3月に一部の運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加していくこととしており、令和11年度にすべての機能の運用が開始できるよう、令和7年度にはシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うこととしているほか、令和8年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴の管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したいと考えている。

5について

防衛省における情報保全の遵守状況の確認は、現状において、各組織がそれぞれ行う定期検査及び各組織の情報保全部局が行う情報保全検査に留まっているほか、全ての機関に対する日常的な監察は行われておらず、監察が不十分な状況にある。これを踏まえ、大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用して、情報保全事案の再発防止策の実施状況についてより効果的な監察を実施することとし、従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況や情報保全事案の再発防止策の実施状況を恒常的に確認することとした。

また、「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月27日）においては、定期検査について、「防衛省の各機関や部隊等では年2回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じ、本会議として、電磁的記録を含む1件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との突合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密が秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて厳罰を与えるために実施するものではないという考えの下、現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。」との評価を受けた。また、この観点を踏まえ、今後の定期検査の手法の改善点の提言として、

- 定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。
- また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをやリ・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。
- 防衛省は令和5年末時点で25万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。

との提言があり、また、定期検査の内容の改善点として、

- 定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年2回の実施を維持しつつ、可能な限り従来の検査項目を1回に集約し、残り1回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができないか検討すべきである。その際、残り1回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。
- 定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して事案を未然に防止することができる。

との提言があった。防衛省としては、これらを踏まえ、特定秘密の保護に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第17882号。26.12.8）の改正により実現できるものとして、年2回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体として集約し、共有することとし、これらについて本年4月1日に施行した。防衛省としては、これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて、引き続き、定期検査について実効性のある抜本的な改善を図ることとしている。

6について

防衛省においては、これまでの情報漏えい事案を振り返り、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、漏えいに係る特定秘密情報又は特定秘密文書等の第三者への伝達を禁止することの徹底その他の所要の臨時保全教育の実施、当該紛失又は漏えいに係る特定秘密文書等の搜索及び回収、当該紛失又は漏えいに係る関係

者の特定秘密取扱職員からの除外といった具体的行為を列挙する形で特定秘密の保護に関する訓令の運用についてを改正し、当該通達の上位規則である特定秘密の保護に関する訓令と併せて本年4月1日から施行した。本措置については、平素からの教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図ることとしている。これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに他の機関等に通知して措置を講じることとした。

7について

漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会場で事案調査の進捗管理を行う。また、「1について」で述べたとおり、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年4月1日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。

8について

防衛省としては、昨年8月、大規模な定期異動の時期を迎えたことを機に、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を行い、その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表した。

9について

「1について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年12月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年1月に同会議を新設した。同会議は、本年1月22日の第1回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年2月18日の第2回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年3月24日の第3回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和7年3月24日）をとりまとめたところである。防衛省としては、この中間提言も踏まえつつ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、本年4月1日から施行したところであるが、当該有識者会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえつつ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、防衛省としては、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくこととしている。

10について

「7について」で述べたとおり、漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗管理を行う。また、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年4月1日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。防衛省としては、このような体制の下、衆議院及び参議院情報監視審査会への報告及び対外公表についても速やかに行っていく。

11について

防衛省としては、昨年7月時点で調査中としていた2事案を含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年12月に公表したところであり、これらの取組やその情報開示・説明を通じて同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。

(4) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、令和6年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和5年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、6月6日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和6年6月1日から令和7年4月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から特定秘密の指定等の状況について説明を聴取し、質疑を行った。また、防衛省の情報保全事案を受け、同省から特定秘密の管理について説明を聴取し、質疑を行ったほか、同省（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。最後に、城内閣府独立公文書管理監に対し締めくくり的な質疑を行った。

審査会における議論を踏まえ、次の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 1 防衛省における審査会の勧告を受けて講じる措置等の着実な実行、防衛省の情報保全事案の教訓を踏まえた政府全体としての再発防止措置の実施
- 2 行政機関をまたぐ人事異動を伴う適性評価に係る行政機関間の協力に係る既存制度の活用
- 3 防衛省本省及び防衛装備庁における適性評価及び適格性の確認に係る業務の効率化・関係者の負担軽減による持続可能な情報保全体制と実効性のある運用の確立
- 4 緊急事態における適性評価対象職員の範囲、特定秘密の提供の在り方の検証等
- 5 経済安保関連情報の適確な保全に向けた特定秘密保護法の運用基準の明確化等
- 6 審査会に対する機微な情報も含めた丁寧な説明の徹底
- 7 特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察の十全な実施のための情報保全監察室の体制強化等

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかつ

た。

三 勸告

防衛大臣に対し、防衛省・自衛隊における情報保全体制の抜本的見直し等について措置すべきものと勸告し、その結果について報告を求めた。これを踏まえ、防衛大臣から、報告がなされた。